



# システム移行のお知らせ

令和8年5月



いつも新蒲田区民活動施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。



音楽スタジオの予約システムについて、**令和8年10月利用分より、「大田区公共施設利用システムうぐいすネット（以下、うぐいすネット）」に統合されることになりました。**



つきましては、利用者登録と予約スケジュールに変更がありますので、ご確認ください。



**10月利用分以降は、現予約サイトはお使いいただけませんのでご注意ください。**



ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 1. 利用者登録について

10月以降も新蒲田区民活動施設音楽スタジオをご利用いただく方は、「うぐいすネット」への利用者登録をお願いします。すでに「うぐいすネット」に登録済みの方は、有効期限内であればそのままお使いいただけます。

	登録区分	使用料区分	登録に必要なもの	登録可能日	登録可能窓口	利用可能室場	予約方法	有効期限
区内	中高生： 音楽スタジオ (12歳以上の 中学生から 16歳未満の 高校生)	中高生世代 (19歳未満) 従来通りの 使用料が 適用されます	・本人確認ができる 身分証明書 ・保護者の署名が ある登録申請用紙	6月上旬 から	音楽スタジオの ある施設窓口 (裏面を参照)	音楽 スタジオ のみ	うぐいす ネット	中学生： 卒業年度の 3月31日まで  高校生 (16歳未満)： 利用者登録日 から3年間
	その他 (個人は 16歳以上)	その他 (19歳以上) 従来通りの 使用料が 適用されます	・本人確認ができる 身分証明書 ※在住でない在学・ 在勤の方は、通学・ 通勤先及びその 所在地が確認できる もの	いつでも	すべての うぐいす ネット窓口	うぐいす ネット 登録室場の どこでも		利用者登録日 から3年間

※新蒲田区民活動施設の音楽スタジオ使用料の減免は、区内在住・在学・在勤のいずれか かつ年度末時点で19歳未満の方のみを対象とします。うぐいすネット上で減免が適用される団体種別として登録している場合でも、音楽スタジオについては減免が適用されません。

※上記表の「登録区分」における「中高生」から「区内個人」へは、16歳の誕生日に自動で切り替わります。利用者登録日を引継ぎ、その登録日から3年間有効となります。

※既存の予約システム上で有効期限内の登録であっても、10月利用分の予約に際しては、「うぐいすネット」への利用者登録をお願いします。ご登録においては、改めて身分証明書等（必要に応じて保護者の署名、在学・在勤証明書等）のご提出が必要になります。